

行政刷新会議による特別会計仕分けの概要

10月27日から30日の4日間、特別会計を対象とした仕分けが行政刷新会議のワーキンググループ(WG)により、一般公開で実施されました。そのうち、林野庁関係では29日に森林国営保険特別会計、30日には国有林野事業特別会計の仕分けが行われました。その概要を紹介します。

国有林野事業特別会計

WGの評価結果

枠組みのあり方(主体・区分経理)

一部廃止し、負債返済部分は区分経理を維持

特別会計の一部廃止(一般会計に統合) 6名
現状の制度を継続 4名(うち見直し(ガバナンスの強化)4名)

財産と借金のあり方(負債)

抜本的見直し(負債は区分経理)

抜本的見直し(歳出合理化・ガバナンスの強化等) 9名
一般会計に承継(ただし林野庁が支払う) 1名

とりまとめ内容

(特別会計の枠組みのあり方(主体・区分経理))

負債返済部分とその他の部分について人件費の帰属等を含め早急に検討していただき、国民の負担が決して増えない形での切り分けを前提として、特別会計を一部廃止し、一般会計化する(なお、特記事項として、林野庁を解体し、省庁再編をすべしとの意見が複数あった)。

(特別会計の財産と借金のあり方(負債))

負債は区分経理して国民負担を増やさない。

WGの評価結果

枠組みのあり方(主体・区分経理)

廃止(国以外の主体へ移管)

(早急に、移管する主体を検討。それまでの間、暫定的に区分経理を維持)
特別会計の廃止 5名(うち国の関与を廃止 1名、国以外の主体に移管 4名)
他の特別会計・勘定と統合 1名
現状の制度を継続 3名(ただし、将来的に民間への移管を特記する者 3名)

資金のあり方(積立金の取扱い)

積立ての水準を見直し、現在の保険料水準に反映

現状維持 2名
積立基準について、現在の残高の扱いも含め見直し 4名
積立金制度を抜本的に見直し 3名

とりまとめ内容

(特別会計の枠組みのあり方(主体・区分経理))

特会の廃止とする方が5名のほか、現状の制度を継続とする方が4名であったが、そのうち3名は「将来的な民間への移管」を特記しており、区分経理維持、将来的な民間への移管とさせていただきます。また、それに際して、国の再保険機能をどのように維持していくかも検討課題としたい。

(特別会計の資金のあり方(積立金の取扱い))

積立金について、適切な水準となるような見直しを行った上で、その結果を保険料に反映していただきたい。

森林保険特別会計

林野庁としては、「森林・林業再生プラン」を推進するため、地域の森林・林業を支援する役割を十全に発揮させるとともに、自己収入の動向に左右されずに地球温暖化防止対策等の政策を安定的に実施することができるとする観点から、事業は一般

会計化を検討するとともに、債務については、新たな国民負担の増とならないよう一般会計に承継せず、林産物収入等によって債務を返済することを明確化する区分経理の仕組みを検討することとしています。

林野庁としては、民間損害保険会社等の意見を聞きながら、森林保険に参入する主体を検討しますが、一方では、森林保険の仕組みを確保する観点から、民間による本格的な参入がなされるまでの間、これまでと変わらず、適切に森林国営保険を運営する

こととしています。

森林国営保険については、林野庁ホームページにも掲載してあります。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/hozen/kokuehoken/index.html>